

第2次
いのち支える
木島平村自殺対策計画

令和7年3月

木島平村

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 木島平村における自殺の現状	2
1 木島平村の自殺者数・自殺死亡率の状況	
2 年齢別自殺者数の状況	
3 対策が優先されるべき対象群	
第3章 自殺対策の基本理念	5
第4章 自殺対策における取り組み	6
1 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 自殺対策を支える人材の育成	
(3) 村民への啓発と周知	
(4) 生きることの促進要因への支援	
(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	
2 重点施策	
(1) 高齢者への対策	
(2) 生活困窮者への対策	
(3) 勤務・経営者への対策	
3 評価指標	
4 生きるための支援関連施策	
第5章 自殺対策の推進体制等	13
第6章 計画の進行管理	13
第7章 資料編	15

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成18年に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行され以降、個人の問題とされてきた自殺は社会の問題として認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、人口10万人当たりの自殺死亡率は国際的にも非常に高い水準となっており、自殺で亡くなる人の累計は毎年2万人を超えています。このような状況の中、平成28年に基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、全ての都道府県、市町村が自殺対策計画を策定することになりました。また、令和4年に閣議決定された自殺対策総合大綱（以下「大綱」という。）では、「生きることの包括的な支援」を対策の基本方針とすることが明記されています。

これらの背景を踏まえ、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進するため、本村において令和2年に第1次となる「いのち支える木島平村自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、新たな大綱の趣旨を踏まえ、第1次計画の基本理念を引き継ぎ、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない木島平村」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、大綱の趣旨を踏まえて、基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

また、第7次木島平村総合振興計画を上位計画とし、関連する法律や各種計画と整合性を図りながら計画を進めていきます。

3 計画の期間

大綱が概ね5年間を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画推進期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や取組状況と課題の整理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の目標数値

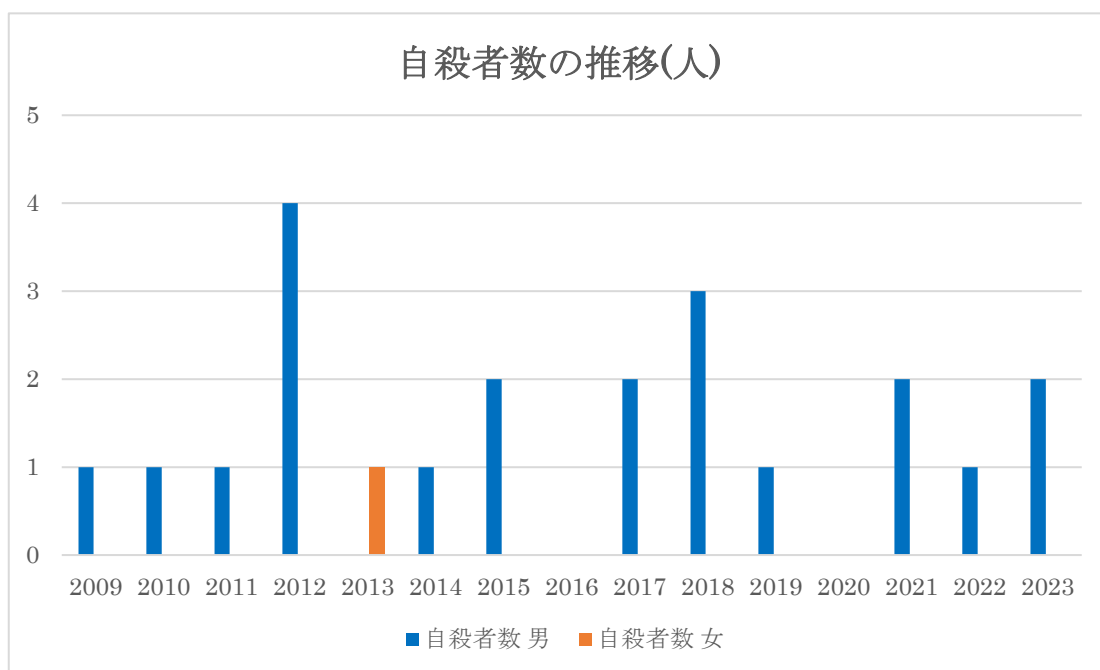
国の大綱では、令和8年までに自殺死亡率(人口10万人対)を13.0以下にすることを目標としています。

木島平村では、自殺死亡者数の数値目標をゼロとします。

第2章 木島平村における現状

1 自殺者数の状況

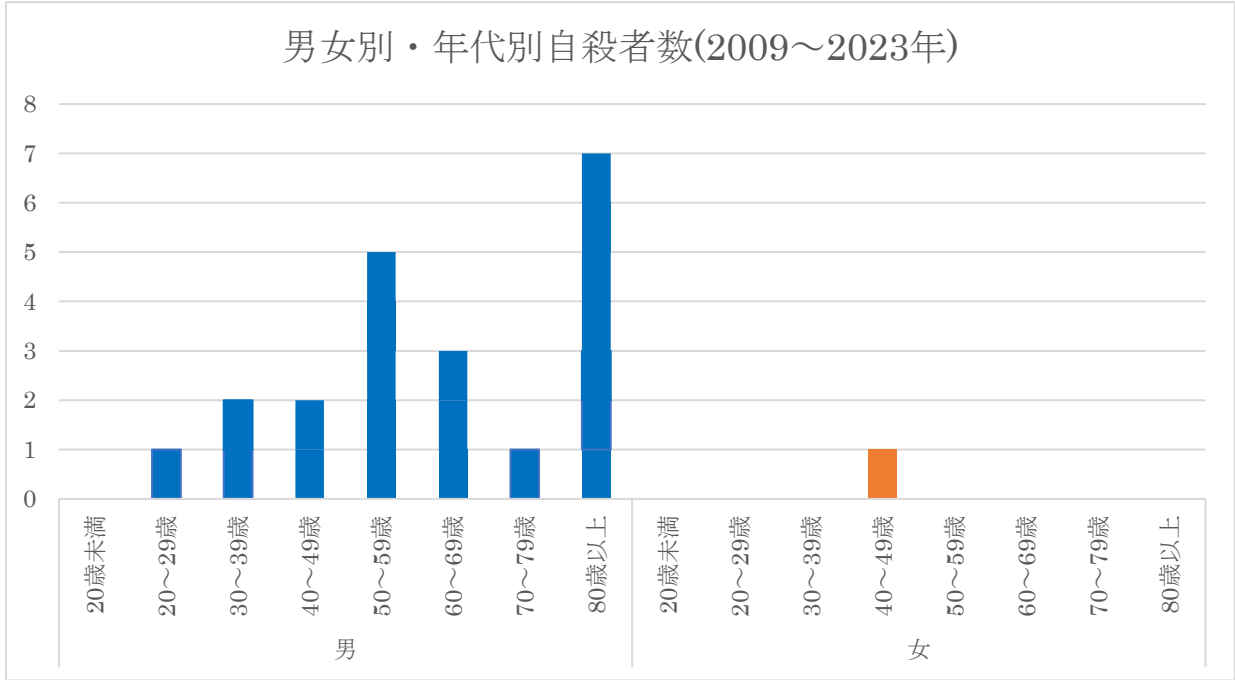
- ・自殺者数は、2009年～2023年の15年間で合計22人となっており、推移をみると、2012年に増加し、ここ数年間で複数件数の発生がみられます。
- ・性別では、女性は1名でほとんどが男性となっています。



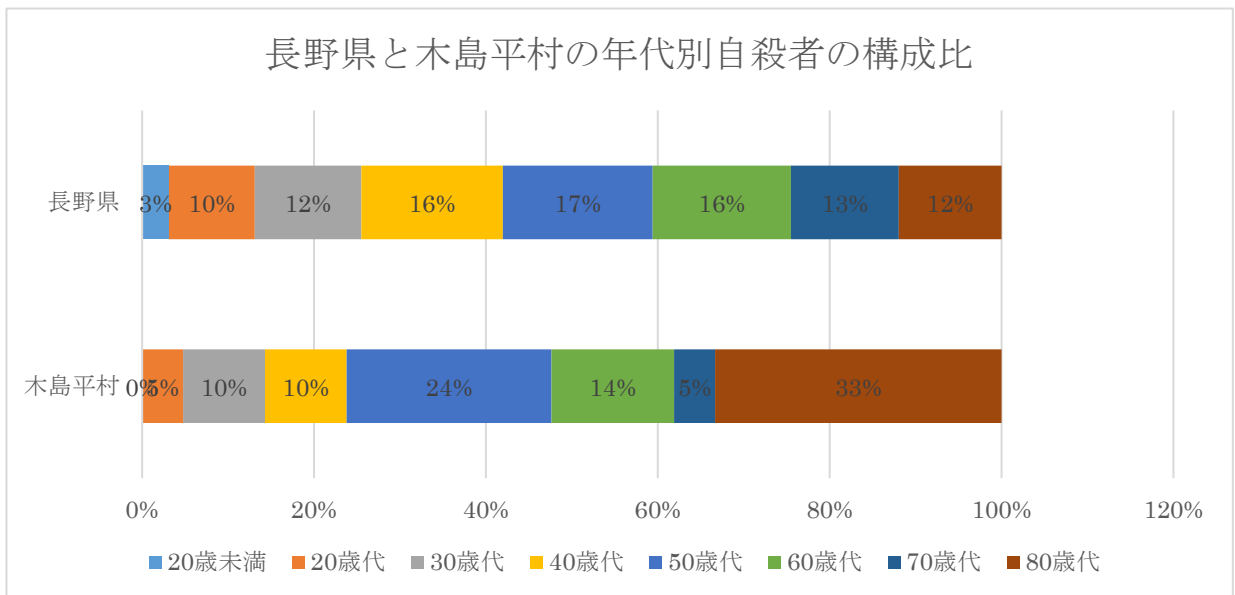
(出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺対策推進センター「地域実態プロファイル(2024年)」)

2 年齢別自殺者数の状況

- ・2009年から2023年までの15年間の自殺者数の合計を年代別で見ると、80歳以上が最も多くなっており、続いて50歳代となっています。性別自殺者数を見ると、男性が21人、女性が1人で、男性が多い傾向にあります。
- ・年齢別割合を長野県と比較すると、80歳以上、50歳代の割合が高くなっています。



(出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺対策推進センター「地域実態プロファイル(2024年)」)



(出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺対策推進センター「地域実態プロファイル(2024年)」)

3 対策が優先されるべき対象群

自殺対策推進センターから、木島平村地域自殺実態プロフィールが提供されています。2019年から2023年の5年間における自殺実態プロフィールから、自殺の特徴の上位5位が示され、それをもとに推奨される重点施策が「無職者・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」と上げられています。

木島平村の主な自殺の特徴 (特別集計(自殺日・住居地、2019～2023年合計))

上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路**
男性 40～59歳無職同居	失業+生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
男性 60歳以上有職独居	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
男性 60歳以上無職独居	失業(退職)→死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 60歳以上無職同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
男性 40～59歳有職同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

4 第1次計画の取り組み評価

取り組み指標項目	令和6年までの目標値	実施状況 令和6年度
自殺対策推進本部の開催	年1回以上	1回実施
ゲートキーパー養成研修の開催	職員等 年1回以上 一般村民 年1回以上	職員・一般村民同日 研修を1回実施
リーフレットの配布	全世帯へ配布	全世帯へ配布

自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、生きるための包括的な支援を推進するため、庁内の関係部署で組織する自殺対策本部を開催しました。

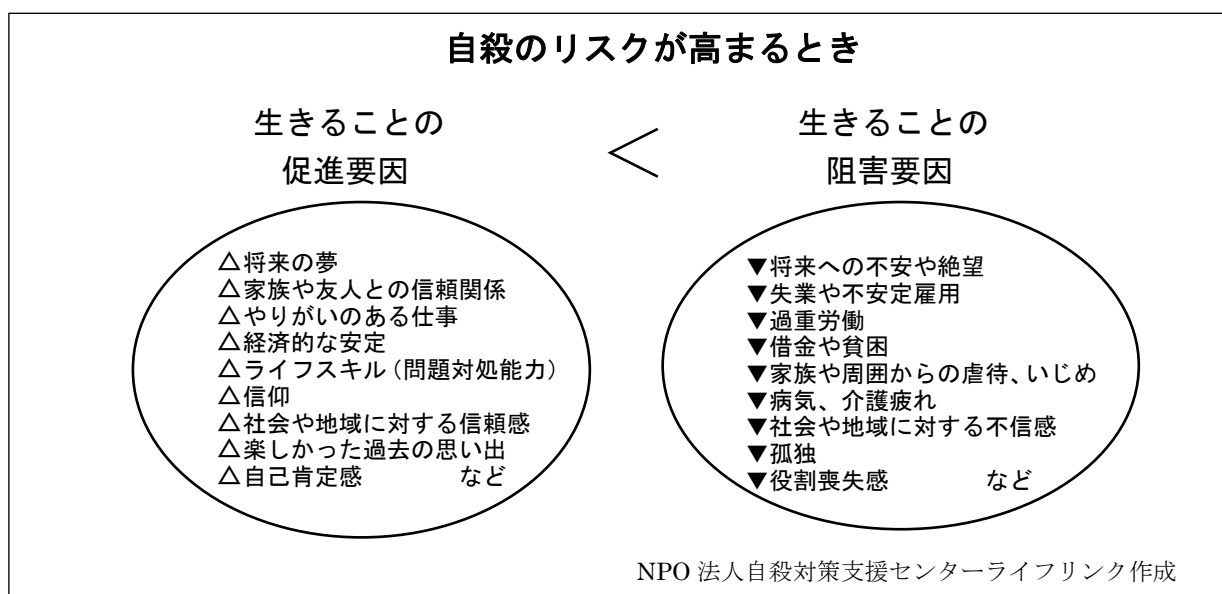
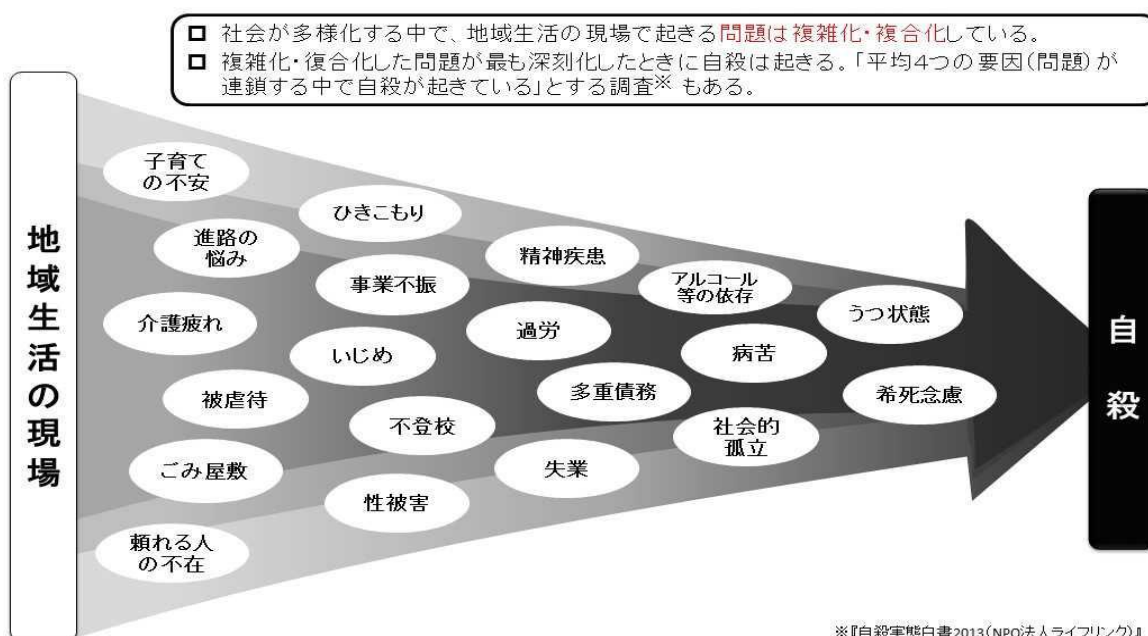
また、令和6年度は職員・一般村民合わせたゲートキーパー研修を開催しました。心のケアに関する内容をゲートキーパー研修に盛り込み実施しました。

さらに、リーフレットの全戸配布を行い、必要とする方へ情報が届くよう周知を行いました。

第3章 自殺対策の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的な要因があります。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとします。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない木島平村」を目指します。



第4章 自殺対策における取り組み

国が定める「地域自殺対策の政策パッケージ」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置づけ、より包括的な自殺対策を全庁的に推進していきます。

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、多種多様な関係者の連携・協力が必要です。既存のネットワークを活用しながら、地域で支える村づくりを推進していきます。

取組（事業）名	内 容	担当課
「木島平村いのち支える自殺対策推進本部」の設置	庁内の関係部署が連携し、包括的に推進するため、庁内横断的な体制を整えます。	民生課
各種協議会・連絡会を利用した連携体制の強化	様々な協議会や連絡会を活用し、連携して自殺対策が推進できるように関わりを強化します。 ・民生児童委員協議会 ・地域包括支援センター運営協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・高齢者・障害者サービス調整会議 ・保健補導員会 等	民生課 子育て支援課
北信圏域での自殺対策に関する会議等への参加	自殺対策に関する会議等に参加し、県や他市町村との情報交換等により、連携を強化します。	民生課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、誰もが早期に「気づき」、適切に対応できるよう研修を行い、自殺対策を支える人材育成に努めます。

取組（事業）名	内 容	担当課
ゲートキーパー養成研修の開催	日頃から住民と接する機会の多い関係団体、職員や一般村民等を対象としたゲートキーパー養成研修を開催し、地域の支え手となる人材育成に努めます。	民生課 総務課
自殺対策関連の研修の受講	保健、医療、福祉関係の担当者がケースに対応して支援ができるよう積極的に研修等を受講し、資質向上に努めます。	民生課

<自殺予防ゲートキーパーとは>

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。家族や地域、職場、保健、医療、教育の場面など、誰もがゲートキーパー になれます。

- ① 気づき : 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける。
- ② 傾 聴 : 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
- ③ つなぎ : 早めに専門家に相談するように促す。
- ④ 見守り : 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る。

長野県ゲートキーパーのためのリーフレットから

(3) 村民への啓発と周知

自殺のリスクを抱えた人が適切な支援につながるためには、地域のネットワーク強化や人材育成等とともに、村民に対する啓発や相談支援機関の周知が必要です。村民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、自殺対策について理解を深められるよう普及啓発を行います。

取組（事業）名	内 容	担当課
広報誌やウェブサイトによる自殺予防関連の情報提供	村の広報誌やウェブサイト、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）等に合わせて、自殺予防の啓発や相談窓口に関する情報を掲載し、周知を図ります。	民生課
講演会や教室等での啓発・周知	相談窓口一覧のリーフレット（保健所作成）を村民に向けたイベント等を活用して配布し、周知を図ります。	民生課 （関係課等）
こころの健康づくり講座の開催	村民一人ひとりがこころの健康や自殺予防対策の基本的な知識を理解できるよう講座を開催します。	民生課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで、自殺のリスクを低下させることにつながります。そのため、様々な分野における生きることの包括的な支援を推進します。

取組（事業）名	内 容	担当課
相談会等の開催、周知	健康に関することや子育て、心配事について相談できる機会を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・介護相談 ・心配ごと相談、人権相談 ・権利擁護相談 等	民生課 (他関係機関委託等)
	北信圏域内で開催される各種相談会の周知をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談 ・思春期保健福祉相談 ・暮らしと健康の相談会 ・なんでも相談会 ・無料弁護士相談 ・消費生活相談 等	民生課
居場所づくり、交流	家庭以外で過ごし、他者との情報交換や交流を通して、孤立のリスクを軽減します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域サロン等の活動支援 ・こども家庭センター支援事業の運営 ・地域活動支援センターの運営 	民生課 子育て支援課
生きがいづくりの推進	仕事以外の生きがい探し、生きがいづくりに役立つ事業を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業 ・各種社会教育団体の支援 	生涯学習課
自殺未遂者、自死遺族への支援	北信保健福祉事務所や県精神保健福祉センターの事業の周知に努めるとともに、必要に応じて個別の支援を行います。	民生課

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法や支援先の情報を身につけ、心の健康保持に関する教育を推進します。また、生徒児童の生きることの促進要因を増やし、児童生徒が気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。

取組（事業）名	内 容	担当課
SOS の出し方に関する教育の実施	小中学校においていじめやストレス等に直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることができるように授業を実施します。	子育て支援課 民生課
学校への専門家の派遣	小中学校にスクールカウンセラー等の専門家を派遣し、こころの健康に関する相談ができる体制を充実します。	子育て支援課
教職員向け研修の受講推進	小中学校の教職員に対し、子どもの SOS に気づき、対応できるよう県等が開催する研修等や教職員自身のメンタルヘルスに関する研修の受講を促します。	子育て支援課

2 重点施策

(1) 高齢者への対策

高齢者は、家族との死別や身体疾患等をきっかけに閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥ると生きがい喪失につながり、様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられます。村では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤独・孤立を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等の生きることの包括的支援の推進を図ります。

取組（事業）名	内 容	担当課
包括的な支援のための連携推進		民生課
地域ケア会議	地域課題の共有・検討、ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指します。	
総合相談事業	地域包括支援センターにおいて、必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築を図ります。	
生活支援サービスの体制整備	行政や社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業等の多様なサービスを提供できるよう、地域の支えあいの体制づくりを推進します。	
健康の保持に関する支援		民生課
後期高齢者医療健康診査、保健指導	生活習慣病等の早期発見、重症化予防に取り組み、健康の保持に努めます。	
介護予防に関する事業	基本チェックリストを実施し、高齢者の状態を把握します。また、いきいき広場、楽・楽貯筋教室等を開催し、要介護状態になることを予防します。	
独居・高齢者世帯訪問事業	看護師が訪問し、健康状態や治療状況を確認し、必要な支援につなげます。	
社会参加の推進と孤独・孤立の予防		民生課
老人クラブ活動補助	各地区の老人クラブの活動費を助成することで、活動の維持を図り社会参加を促進します。	
シルバー人材センター運営支援	高齢者の生きがいを確保するとともに、社会参加を促進するために、運営支援をします。	
地域における見守り活動の推進	隣近所の住民、民生児童委員、配食サービス等において、高齢者の見守りを実施するとともに、必要に応じ関係機関に連絡を取れるようにします。	

(2) 生活困窮者への対策

生活困窮や失業などに対しては、自立を促す支援を充実させていくことは不可欠ですが、雇用などに結びつく前の段階で、貧困をきっかけに負債や健康問題、孤立など新たな問題を抱えてしまうことが考えられます。生活困窮にある人・生活困窮に至る可能性のある人が気軽に相談し、自立相談支援等と連動させて支援を進めていきます。

取組（事業）名	内 容	担当課
生活困窮者自立支援制度（まいさぼ）との連携	生活困窮者の相談先として、まいさぼ飯山や社会福祉協議会と連携し、就労等について一緒に相談支援します。	民生課
信州パーソナルサポート事業の支援会議	生活困窮に関係する機関が情報共有し、支援策を検討し適切な支援をします。	民生課
生活保護等相談支援	生活保護受給に関する相談、事務を行う北信保健福祉事務所と連携し、相談支援します。	民生課
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に対して、日常生活または自立生活を送るうえで一時的に必要なであると見込まれる費用を貸し付けます。	社会福祉協議会
高卒資格取得支援事業	通信制高卒資格を取得できるよう支援します。	民生課
納税相談等	税、保険料、水道料金等滞納者の生活状況等について、関係課と連携を図り、納税期間の猶予などの相談に応じます。	民生課 総務課 建設課

(3) 勤務・経営への対策

中高年世代の自殺の主な原因は、健康問題、経済問題、就業や労働問題等です。働き盛りの世代の人たちに、こころとからだの健康づくりについて教育・啓発するとともに、職場環境改善のための啓発を推進する必要があります。

取組（事業）名	内 容	担当課
働く世代への健康出前講座	村内企業に対して、北信保健福祉事務所管内で共同実施している出前講座（メンタルヘルス、生活習慣病等健康に関すること全般）についての周知を行います。	民生課
職員のストレスチェックとメンタルヘルス研修の実施	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを行い、職員研修によりメンタルヘルスの不調を防ぎます。	総務課
地域職域の連携	北信保健福祉事務所において開催の地域・職域連携推進会議にて、課題を共有し必要な取り組みについて検討します。	民生課
中小企業資金融資	中小企業に対し低金利での融資を行い、安定した経営ができるよう適切な相談支援先につなげます。	産業課
教職員のストレスチェックの実施	労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを行います。	子育て支援課

3 評価指標

取り組み指標項目	令和11年までの目標値
自殺対策推進本部の開催	年1回以上
ゲートキーパー養成研修の開催	職員等 年1回以上 一般村民 年1回以上
リーフレットの配布	全世帯へ配布

4 生きるための支援関連施策

	担当課	事業名・事業内容	自殺対策の視点からの事業の捉え方
1	総務課	職員の健康管理	職員のストレスチェックを行い、職員研修によりメンタルヘルスの不調を防ぐ。健康診査を受診させ、住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、支援体制の確保につなげる。
2	総務課	交通安全対策に関する事務	交通事故後には、様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があるため、相談に応じることや必要に応じ、関係機関を紹介する。
3	総務課	滞納整理事務	電話催告や訪問徴収の際に本人や家族の状況を確認する中で、支援が必要と思われる場合は担当部署へつなげる。
4	民生課	住民基本台帳事務における支援措置事務	DV 被害者から相談があった場合は、必要に応じ適切な相談先につなげる。
5	民生課	環境衛生事業	環境衛生上問題等がある家庭について、指導等する中で、必要に応じ相談先につなげる。
6	民生課	生活習慣病予防	健診の受診、保健指導により疾病の発症を予防する。報告会等の情報から、必要に応じ専門機関につなげる。
7	民生課	母子保健（乳児訪問、乳幼児健診、発達相談等） 産婦健診、産後ケア事業	子ども、保護者と関わる中で、成長発達、家庭環境や経済問題等を把握し、関係機関へつなげながら、包括的な支援をする。 産後うつなどの兆候を早期発見し、専門的な支援を行い、不安解消をする。
8	民生課	各種障がい福祉事業	各種障がい関係の手続きやサービス提供の際に、困りごとの相談や様々な問題に気づくことがあるため、関係機関と連携し、支援をする。
9	民生課	高齢者福祉事業	緊急通報システム事業により、安心の確保や閉じこもりを防ぐ。
10	民生課	認知症サポーター養成講座	認知症の人との接し方等について学んでもらい、地域で認知症の人や家族を見守り支える体制をつくる。
11	子育て支援課	家庭児童相談員の設置	児童を中心とした家庭内の人間関係の健全化や児童養育の適正化等の相談業務を行う。
12	子育て支援課	就学援助費の支給	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。
13	子育て支援課	奨学資金貸付制度	経済的な事情により、学資の支出が困難と認められる世帯の高等学校、専門学校、短期大学及び大学に修学している場合に、貸付をする。
14	人権推進室	人権教育啓発活動	人権、同和教育、男女共同参画、DV 予防等の研修等の啓発により誰もが尊重される地域づくりを推進する。
15	建設課 民生課	デマンド交通	公共交通手段として、買い物等の外出の機会を確保する。また、利用促進のため、高齢者や障がい者の利用負担額の軽減をする。

第5章 自殺対策の推進体制等

自殺対策の推進は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施される必要があります。

本村では、庁内の幅広い分野の関係部局が参画する「木島平村いのち支える自殺対策推進本部」において、自殺対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない木島平村」の実現に向けた取組の視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の総括的な評価等を行います。

「木島平村いのち支える自殺対策推進本部」の構成
村長／副村長／教育長／総務課長／民生課長／
産業課長／産業企画室長／建設課長／
子育て支援課長／生涯学習課長／議会事務局長

第6章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、木島平村いのち支える自殺対策推進本部において具体的な取組状況を把握し、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

第7章 資料編

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第1章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それに

ふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用

を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺総合対策大綱(概要)

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

(出典：厚生労働省「自殺総合対策大綱」)